

## 文京区移動支援従事者養成研修実施要綱

21 文福障第2157号平成22年2月26日区長決定  
23 文福障第338-2号平成23年5月20日部長決定  
24 文福障第1086号平成24年4月1日部長決定  
24 文福障第2743号平成25年3月29日部長決定  
29 文福障第2568号平成30年3月20日部長決定  
2020 文福障第496号令和2年6月1日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱（18文福障第1105号。以下「登録要綱」という。）第5条第1号イに規定する文京区移動支援従事者養成研修（以下「養成研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 養成研修の実施主体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第26項に規定する移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 登録要綱第7条第1項に規定する登録事業者（移動支援事業のサービスを提供するものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に認めたもの

(研修課程及び受講対象者)

第3条 養成研修の課程及び受講対象者は次のとおりとする。

課程	受講対象者
視覚障害者移動支援従事者養成研修課程	視覚障害者（児）への移動支援事業に従事する者又は従事することを希望する者
全身性障害者移動支援従事者養成研修課程	全身性障害者（児）への移動支援事業に従事する者又は従事することを希望する者
知的障害者移動支援従事者養成研修課程	知的障害者（児）への移動支援事業に従事する者又は従事することを希望する者

(履修科目等)

第4条 養成研修の履修科目、履修時間及び研修講師の要件は別表に定めるとおりとする。ただし、次条の規定により指定を受けた養成研修を実施する事業者（以下「養成研修実施事業者」という。）は、あらかじめ区長の承認を得て、当該養成研修について、履修科目、履修時間を追加することができる。

(指定申請)

第5条 事業者は、養成研修を実施しようとするときは、その都度、文京区移動支援従事者養成研修指定申請書（別記様式第1号）に、養成研修計画書を添えて区長に提出し、養成研修とし

て指定を受けなければならない。

(指定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、指定の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により指定の可否を決定したときは、文京区移動支援従事者養成研修指定通知書（別記様式第2号）又は文京区移動支援従事者養成研修不指定通知書（別記様式第3号）によりその旨通知する。

(変更等の届出)

第7条 養成研修実施事業者は、養成研修の内容を変更し、又は養成研修を中止するときは、文京区移動支援従事者養成研修変更・中止届（別記様式第4号）を区に提出しなければならない。

(実施状況の調査)

第8条 区長は、必要に応じて、養成研修の内容について養成研修実施事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 区長は、前項の規定による報告又は調査により、養成研修の内容が適当でない認めるときは、養成研修実施事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

第9条 区長は、養成研修実施事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、養成研修の指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する実施主体に該当しなくなったとき。
- (2) 養成研修の内容が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 養成研修に関して不正な行為があったとき。
- (4) 養成研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) その他養成研修実施事業者として不適切と判断されるとき。

(修了証明書の交付)

第10条 養成研修実施事業者は、養成研修の課程を修了（以下「修了者」という。）した者に修了証明書（別記様式第5号）を交付する。

(実績報告)

第11条 養成研修実施事業者は、養成研修終了後、速やかに文京区移動支援従事者養成研修実績報告書（別記様式第6号）に研修修了者名簿その他養成研修の実施状況を確認できる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(台帳の管理)

第12条 養成研修実施事業者は、修了者について、氏名、生年月日、受講した養成研修の課程、養成研修終了日及び修了証明書の番号を記載した台帳（以下この条において「台帳」という。）を管理しなければならない。

2 台帳の保存期間は、原則として、永年保存とする。

3 養成研修実施事業者は、台帳の管理に当たっては、安全かつ適切な措置を講じなければならない。

(合同実施)

第13条 養成研修は、複数の事業者が合同で実施できるものとする。

(受講料の額)

第14条 養成研修の受講料の額は、区と事業者の協議の上で決定する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、養成研修の実施に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。